

強制執行手続について

- 1 公正証書で決めた支払期日を過ぎているのに、お金を支払ってくれません。回収したいのですがどうしたらいいですか？

強制執行手続により、債務者の財産を差し押えて換価等の手続を執り、その売得金等から約束した金員の支払いを強制的に受けることができます。

強制執行は、執行文の付与された債務名義の正本がある場合に、これに基づいて行われますが、強制執行受諾文言が付された公正証書（執行証言）は、民事の確定判決等と並んで、債務名義になります。

- 2 強制執行の手続は、どうすればよいのですか？

強制執行の手続は執行裁判所で行いますが、その手続を執る前に、

- ① 公正証書を作成した公証役場で公正証書正本又は謄本の債務者への送達手続を済ませて、送達証明書の交付を受けること
- ② 同じ公証役場で公正証書正本に執行文の付与を受けることが必要です。

その後、執行裁判所に、執行文の付与された公正証書正本と送達証明書、その他の必要書類（その裁判所にお問合せください）をご持参の上、強制執行開始の申立てをしてください。

どこの裁判所に申し立てるか、差し押さえる財産が何かによって決まります。例えば、①債務者等が受けている給与の性質を有する債権の差押えは債務者等の住所地を管轄する地方裁判所に、②債務者等の所有している不動産や動産の差押えはその不動産や動産の所在地を管轄する地方裁判所に、申し立てます。

- 3 公正証書の正本又は謄本の送達とは何ですか？

強制執行を開始するためには、執行を受けるべき人（債務者、連帯保証人）に一定の書類が送達されていることが必要です。債務者等に書類（公正証書等）の内容を知る機会を与えるために行われます。

公証役場では、債権者の申立て（送達申立書）により、強制執行の対象となる債務者等に対して、公正証書正本又は謄本を送達します。

公正証書の作成の際に債務者等の本人が出頭して作成するときには、その場で送達の手続も行っています（交付送達）。

債務者の代理人が出頭したときは、速やかに債務者等の住所地等へ郵便で送る方法で行います（特別送達）。債務者等の所在が不明なときは、送達不能になります。

債務者等への送達が完了すると、債権者は送達証明書の交付を受けることができます。

4 公証役場で公正証書に「執行文」を付してもらわなければならないとされる理由は何ですか？

強制執行をするためには、**債務名義が現に執行力を有していることが必要**です。停止条件や不確定期限が付された債務名義では、その条件が成就し、又はその不確定期限が到来して初めて執行力を有します。そこで、強制執行を申し立てる前に、債務名義が現に執行力を有していることを、当該債務名義である公正証書を作成した**公証人に確認させ**、執行力を有している場合には、公正証書の正本の末尾にその旨の文言を付すること（**執行文付与**）としました。

5 執行文の種類と、執行文の付与を受ける手続を教えてください。

執行文には、①単純執行文、②承継執行文、③条件成就執行文、の3種類があります。

- ① **単純執行文**：請求が債権者の証明すべき事実の到来に関しない場合で、公正証書上の当事者に変動がなく、公正証書に表示された当事者をそのまま、債権者、債務者、保証人とする執行文です。

公正証書の正本を所持している債権者が、その原本を保存している公証役場に申立てをします。公証役場では、付与の要件を満たしていると判断すれば、その正本の末尾に「債権者甲は、債務者乙に対し、この公正証書によって、強制執行をすることができる。」旨の文言を付記して、債権者に交付します。

- ② **承継執行文**：公正証書作成後に、その公正証書に表示されている当事者からその地位の承継があった場合に、当事者からその地位を承継した者を執行当事者として付与される執行文です。

公証役場では、**当事者（債権者側又は債務者側）から提出された証明資料によりその承継の事実を確認**の上、執行文を付与します。公正証書正本の末尾に、通常の単純執行文の文言に加え、承継のあった事実とその理由が確認されたことを付記して交付します。付与した後は、その執行文の写しを公証役場から債務者等に送達します。

- ③ **条件成就執行文（事実到来執行文）**：請求が債権者の証明すべき事実の到来に係る場合で、**債権者がその事実の到来したことを証明した文書を提出したときに付与される執行文**です。

同執行文を必要とする事例は、期限の利益の喪失が債権者からの催告を条件としている場合のその条件の成就、不確定期限を定めた場合のその期限の到来などです。債務者の履行遅滞は、債権者が証明すべき事実ではないので、単純執行文の付与の問題です。

公証役場では、条件が成就していることが証明文書によって確認されれば、通常の単純執行文の文言に加え、さらにその事実とその理由が確認されたことを付記します。付与した後は、その執行文の写しを公証役場から債務者等に送達します。

6 公正証書上の債権の譲渡を受けました。この債権について、執行文の付与を受ける手続を教えてください。

- ① 執行文付与申立て前に、譲渡人（前債権者）から債務者に「誰々に、どういう債権を譲渡した」という通知（内容証明郵便等）をするか、またはその債務者の承諾書が必要です。

この通知は債務者宛にした場合は連帯保証人にも効果が及びます。しかし、連帯債務者には及びませんので連帯債務者がいる場合はそれぞれに通知をする必要があります。

- ② 執行文の付与を受けるには、債務者に対する債権譲渡についての上記の通知又は承諾があったことを証明できる資料その他必要書類を公証役場に提出していただきます。

公証役場では、これらの資料によって要件が足りていることが確認できれば、通常の単純執行文の文言に加え、さらにその事実とその理由が確認されたことを付記します。執行文の付与があった後は、その執行文の写しを公証役場から債務者等に送達します。

7 執行文の数通付与・再度交付について教えてください。

債権者が、債務者等のどの財産を差し押えようとしているかによって、管轄する裁判所が異なります。例えば、債務者等の受ける給与の性質を有する債権であれば、債務者の住所地を管轄する地方裁判所であり、債務者等の所有している不動産や動産であれば、その不動産や動産の所在地を管轄する地方裁判所に申立てをします。

このように債権者が同時に複数の債務者等の財産を差し押さえたいのであれば、執行文が1通では間に合わないときがあります。そのような場合は、再度または数通の執行文付与を申立て、交付を受けます。

この場合の執行文は、上記いずれかの執行文の文言のあとに「この執行文は2通（今までの合計数）付与したうちの1通である」旨付記されて交付されます。

8 必要書類

	必要書類	単純執行文	承継執行文	条件成就執行文 (事実到来執行文)
送達	送達申立書	○	○	○
	送達証明申請書	○	○	○
	上申書 注1	必要に応じて要る。	必要に応じて要る。	必要に応じて要る。
執行	執行文付与申立書	○	○	○
	公正証書正本	所有していれば持参。	所有していれば持参。	所有していれば持参。

文	内容証明郵便		○	必要に応じて要る。
	郵便物配達書（葉書）		○	必要に応じて要る。
	承継を証する書面 （債権譲渡契約書等）注2		○	
	条件の成就にあたることを証 する書面又は事実の到来を催 告した事実を証する書面			○

注1) 公正証書記載の本店所在地又は住所と送達を申し立てる送達先住所が違う場合、理由を記載した上申書が必要。

注2) 契約書に代えて、譲渡人と譲受人連名の債権譲渡証明書、身分証明資料を提出してもよい。

9 民事執行センター等について

①執行に関する一般的な相談 民事執行センター総合案内係 03-5721-4630

②給料、預貯金の差押え 民事執行センター債権執行受付係 03-5721-4642

③東京地方裁判所民事執行センターWeb インフォメーション 21

<http://www3.ocn.ne.jp/~tdc21/>

以上